

船橋市建設工事等一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託をいう。）（以下これらを「建設工事等」という。）において実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札について、電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式の使用による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合において、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 電子入札を用いて行う一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）は、入札参加希望者がちば電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による入札公告に基づき入札金額を提出し、入札（開札）後に最低価格入札者から順次、入札参加資格要件等の審査を行い、落札者を決定する入札方式をいう。

(対象)

第3条 対象は、船橋市が発注する建設工事等とする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 工期又は履行期限等が逼迫している場合
- (2) 施工方法あるいは履行方法が特殊な場合
- (3) 登録業者数の少ない業種の場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

(入札参加者に必要な資格)

第4条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないものとする。

- (1) 当該建設工事等の公告日（以下「公告日」という。）において、船橋市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載されていない者
 - (2) 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を、公告日から落札者が決定するまでの間、受けている者
 - (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者、又は当該建設工事等の入札日前6か月以内に不渡りの手形、小切手を出した者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 2 前項に掲げるもののほか、建設工事等において、その種類又は性質により、入札に参加する者の資格要件等を定めたときは、当該資格を有する者でなければ参加できないも

のとする。

(入札参加資格要件等の決定)

第5条 市長は、前条第2項の規定により、入札に参加する者の資格要件等を定めるときは、建設工事等の施工内容又は業務内容を考慮し、契約を主管する課長及び工事担当課長とで協議のうえ作成した案を参考に入札参加資格要件等を決定する。なお、一般競争入札（総合評価型）で入札を行う工事の資格要件等については、建設技術の総括を主管する課長も案を作成する協議に加わるものとする。

(入札参加申請手続)

第6条 入札に参加するための入札参加申請手続きは、要しないものとする。

(公告)

第7条 市長は、一般競争入札を執行するときは、電子調達システムにより公告するものとする。

2 公告期間は、公告日を含めて原則として最大15日間（閉庁日を除く。）とするものとする。

(設計図書等の公表)

第8条 設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子調達システムにより公表する。

2 入札参加希望者は、必ず設計図書等を電子調達システムからダウンロードしたうえで、入札に参加しなければならない。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第9条 設計図書等の内容に質問がある者は、当該公告で示した方法により、質問締切日までに契約を主管する課長に対して質問書を提出するものとする。この場合、契約を主管する課長は、当該公告で示した方法により回答するものとする。

(入札書の提出)

第10条 入札参加希望者は、当該公告で示した入札期間内に、入札書に必要事項を入力のうち電子調達システムにより提出するものとし、紙による入札書の提出は原則として受け付けないものとする。ただし、天災等の事由により電子調達システムが使用できない場合や、契約を主管する課長が紙による入札書の提出を認めた場合はこの限りではない。

2 紙により入札書を提出する場合には、一般競争入札書（別紙様式2）を使用するものとし、入札期間の末日の正午までに、一般競争入札紙入札承諾願（別紙様式3）と共に持参し提出するものとする。

3 入札書の提出は1回とし、提出した入札書の差替えは認めない。

4 入札書の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

5 入札金額については、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

(入札金額内訳書の提出)

第11条 建設工事又は設計金額が1億円以上の設計等コンサルタントに係る入札書の提

出にあたっては、入札書の内訳書欄に入札金額に対応した入札金額内訳書を電子ファイルで添付するものとする。

- 2 添付する入札金額内訳書のファイル容量が合計3MBを超える場合及び添付することが困難な場合にあつては、提出書類一覧表（別紙様式4）を入札書の内訳書欄に電子ファイルで添付し、入札期間の末日の正午までに、入札金額内訳書を電子ファイルで添付した提出書類一覧表を印刷したものと共に持参し提出するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、入札金額内訳書の提出について、別途指定がある場合はその方法によるものとする。

（入札辞退）

第12条 入札書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）の午後3時までに入札辞退届（別紙様式5）を直接持参し提出するものとする。

（開札の立会い）

第13条 入札参加者は、開札の執行にあたり立ち会うことができる。ただし、予定価格を事前公表していない入札の場合その他の公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

（入札の執行）

第14条 入札回数は原則として1回とするものとする。

- 2 契約を主管する課長は、開札後、次条に定める落札候補者を決定すると共に、後日落札者決定する旨を宣言（落札保留）し、入札を終了するものとする。

（落札候補者の決定）

第15条 落札候補者の決定は、最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とする。また、低入札価格調査制度における調査基準価格を設けている場合は、予定価格と失格判断基準価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とするが、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査実施要領に基づき調査を行う。

- 2 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上いるときは、直ちに電子調達システムにより電子くじを実施し、落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者となるべき者がいないときは入札を不調とする。

（入札保証金）

第16条 入札保証金は原則免除する。ただし、落札者となった場合において正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

（入札参加資格確認審査書類等の提出）

第17条 契約を主管する課長は、開札後、落札候補者に対し速やかに連絡し、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）及び当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、落札候補者が、当該入札の入札参加資格要件等を満たしていない場合は、次順位者を落札候補者とし、

確認書類等の提出を求めるものとする。また、落札候補者から提出された確認書類等は返却しない。

- 2 落札候補者は、契約を主管する課長から確認書類等の提出を求められた日から起算して原則2日（閉庁日を除く。）以内に持参すること。

（入札参加資格要件等の審査）

第18条 契約を主管する課長は、落札候補者から提出された確認書類等の審査をし、入札参加資格要件等を満たしている者が確認できるまで審査をする。

- 2 入札参加資格要件等の審査は、開札日から起算して原則3日（閉庁日を除く。）以内に行う。

（落札者の決定）

第19条 契約を主管する課長は、落札候補者が入札参加資格要件等を満たしていると判断した場合は、落札者として決定し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。落札者が決定したときは、既に確認書類等を審査した者を除き、他の入札参加者の確認書類等は審査をしない。

- 2 同日に開札した同一業種の落札者決定は、開札執行順とする。

（入札参加資格要件等を満たさない者に対する理由の説明）

第20条 入札参加資格要件等を満たしていないと判断された者で、当該判断に不服がある者は、連絡を受けた日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に契約を主管する課長に対して、入札参加資格要件等を満たさないと判断した理由について、書面を持参することにより説明を求めることができる。

- 2 契約を主管する課長は、前項の説明を求められたときは、受理した日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第21条 共同企業体に発注する場合は、船橋市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき行い、入札参加資格要件等は、共同企業体及び構成員それぞれについて定めるものとする。

- 2 入札における手続き等は、結成した共同企業体で行うものとする。

（入札の無効）

第22条 電子入札約款第8条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札参加資格要件等を満たしていない入札書
- (2) 入札期間外に提出された入札書
- (3) くじ番号の記入の無い入札書
- (4) 入札金額内訳書の提出がないもの又は合計額と入札金額が一致しない入札書
- (5) 入札公告の指示に応じない落札候補者が入札した入札書
- (6) 共同企業体に発注した場合において、共同企業体として入札参加をしない（特定建設工事共同企業体協定書を締結しない）入札及び特定建設工事共同企業体協定書の提

出がない入札書

(入札結果等の公表)

第23条 入札結果の公表は、船橋市電子調達システム運用基準（建設工事等）、船橋市入札・契約事務運用マニュアル及び建設工事等の公表に関する事務取扱要領に基づき公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じない。

(承諾等)

第24条 入札参加者は、入札に際し、契約締結に関する法令及び船橋市契約規則を守り、電子入札約款を承諾のうえ入札するものとする。また、以下の事項を誓約したものとみなす。

- (1) 連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないこと
- (2) 連合等の疑いが生じたときは、船橋市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないこと

(その他)

第25条 入札参加希望者は、本要領、電子入札約款及び船橋市電子調達システム運用基準（建設工事等）並びに契約書案等を確認し、入札参加すること。

2 落札者として決定後、当該建設工事等の契約締結までの間、一般競争入札におけるいずれかの要件を満たさなくなった場合等は、当該建設工事等の契約を締結しないことがある。

3 虚偽の確認書類等により申請した場合や入札における不誠実な行為をした場合等は、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行う場合がある。

4 建設工事において、確認書類等に明記されている配置予定技術者については、原則として当該工事の契約工期の始期から工事完成通知書の提出日まで変更することはできない。

(補則)

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、第10条第1項の規定にかかわらず原則紙による入札を認める。紙による入札をする場合の手続きについては同条第2項による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年10月1日以降に公告をする入札に適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月17日から施行する。